

NEXUS

2016
No.655

7



CONTENTS

- | | |
|---|----------------------|
| 01 Opinion「就任のご挨拶～目指したいもの～」
岩手県中小企業団体中央会 専務理事 菅原 和弘 | 10 いわてで働こう推進大会開催 |
| 02 平成28年度専門委員会を開催 | 11 組合実施事業・中央会主催事業等紹介 |
| 06 平成27年度補正 ものづくり補助金 2次公募概要 | 12 会員情報Topics |
| 07 「中小企業等経営強化法」施行
～人材育成、設備投資などによる生産性向上を集中支援～
固定資産税3年間半減、金融支援等 | 13 関係機関からのお知らせ |
| 09 岩手県商店街振興組合連合会平成28年度通常総会開催 | 15 義援金の御礼 |
| | 16 岩手県内中小企業概況 |
| | 18 中央会Information |

岩手県中小企業団体中央会

<http://www.ginga.or.jp/>

「就任のご挨拶～目指したいもの～」

岩手県中小企業団体中央会

専務理事 菅原 和弘



去る5月12日の通常総会及び理事会において選任され、専務理事に就任させていただきました。もとより微力ではありますが、県内中小企業の発展のため努めて参りますので、皆様のご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、本県中小企業を取り巻く経営環境は、依然として厳しく、かつ、変化が激しいところですが、**中央会が当面する課題・目標**は、次の3つに集約されると思われま

- 1 「**本格復興完遂年**」において、**被災地での人手不足の緩和や販路の開拓、被災商店街の本設への円滑な移行**などを強力に支援する。
- 2 **人口減少問題**に対応して、**産業振興（産業集積、国際観光、経済交流）**及び**雇用対策（産業人材の育成・確保）**に寄与する。
- 3 「**中小企業振興条例**」と「**岩手県中小企業振興基本計画**」の趣旨に沿って、**中小企業の総合的な振興（企業の魅力向上、働きやすい環境づくり、県産品等の利用促進）**を目指す。

これら3つの課題・目標をクリアするために必要な要素は多々ありますが、特に重要なキーワードの一つは、「**生産性の向上**」であると考えます。

生産性を向上させることにより、企業収益を増加させ、増収分を従業員の賃金と更なる生産性向上に投下することにより、**人材の確保と増収の好循環**を実現しようとするものです。

生産性向上の手法は、その企業ごとに経営状況を分析する必要がありますが、**機械化（自動化）の推進、ITの導入、いわゆる「カイゼン」の取組**などが重要と思われま

人材確保について言えば、生産性の向上により、賃金をアップできることのほか、長時間労働の抑制や有給休暇の取得促進等の「**働き方改革**」につながり、結果として企業の魅力が向上して優秀な人材の確保・定着が図られます。

また、中小企業振興に当たっては、中央会は組合組織の活性化（協同による事業展開）を中心に取り組んでいますが、国・県・市町村をはじめ、商工会議所・商工会・中小企業家同友会・産業振興センター・金融機関等々、**幅広い連携**が必要とされます。

中央会会員の皆様はもとより、こうした関係機関・団体の皆様のご支援・ご協力を心からお願い申し上げます。就任のご挨拶といたします。

※おすすめ本：「ローカル企業復活のリアル・ノウハウ」富山和彦著（PHPビジネス新書）



平成 28 年度 専門委員会を開催

本会では、会長の諮問機関であり、本会役員（全理事・監事）を委員とする「産業活性化委員会」「地域活力強化委員会」の両専門委員会を各々 6 月 15 日（水）、17 日（金）にホテルルイズで開催した。

この委員会は、国・県への要望内容等の協議を行い、本会の政策提言機能の強化を図るため、平成 15 年度から設置している。当日の協議内容を踏まえた現時点での国への要望案は以下の通りである。

本委員会のあと、7 月中旬にかけて開催の地区別懇談会における意見・要望を加味し、本会理事会を経て要望内容を決定する。



産業活性化委員会の様子

平成 28 年度 要望案 【国等に対する事項（案）】

1. 復興支援関係

（1）復興財源確保と予算措置（継続・追記）

国は、平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間の復興事業について、国の全額負担とせず、一部の復興事業について地方負担を導入することを決定した。

まだ復興途上にあり被災地の被災状況、復興状況は各地域により異なることから、多様化、複雑化する課題へ対応するため、柔軟な復興支援策を講じることが必要である。

本県は財政的に脆弱な地域であり、早期に復興を推進するためには引き続き国の強力な支援が不可欠である。被災地の復興段階に応じた復興支援ニーズに柔軟かつ迅速に対応するとともに、復興後の経済発展を見据えた必要な予算を継続して措置されたい。

（2）復興工事予定価格（発注額）の引き上げ（①継続、②新規）

①被災地では、入札不調は減少傾向にあるものの、依然として資材価格の高騰、技術者・熟練工等の人材不足等による人件費の値上がりが続いていることから、復興工事の予定価格については、実勢価格に見合った積算単価の迅速な変更等、柔軟な対応により発注額の更なる見直しを図られたい。

②復興事業の実施にあたっては、工事の円滑な推進を図るために、国・県・市町村における発注時期の平準化を図るなどの確な方策を講じられたい。

（3）グループ補助金の継続等（継続・追記）

①被災地の街づくりもようやく本格的に着手されはじめようとしており、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の活用を希望する事業者が増加することから、次年度以降も継続して予算措置を講じられたい。

また、依然として資材価格、人件費の高騰が続いており、今後も高騰が予想されることから認定時点と契約締結時点での物価上昇分を補填する「交付決定額の増額変更措置」制度

についても継続されたい。

②認定グループ企業の大半が、販売取引先の減少や風評被害等により、震災前の売上げに戻らず苦慮していることから、認定グループが取り組む販路開拓等を中心とした復興事業計画の効率的推進に関しては新たな補助事業を創設されたい。

（4）被災地の外国人技能実習生の受入拡大（継続・追記）

被災地では、人口減少等により地域産業を担う産業人材の確保が困難になっていることから、地域産業人材の確保に有効な外国人技能実習制度において、受入れ人数枠の拡大、受入年数の延長、認定要件の緩和等について、構造改革特別区域制度の柔軟な運用を図られたい。

2. 地方創生関係

（1）中小企業の事業継続に向けた公共事業費の確保（新規）

国土強靱化基本計画等に基づき、防災・減災対策等の社会資本整備を計画的に推進し、その担い手たる地方の中小企業が必要な労働力を確保し継続して操業できるよう、必要となる公共事業費を安定的、継続的に確保されたい。

（2）「小規模企業振興基本法」による中小企業組合等の支援強化（継続）

「小規模企業振興基本法」には「地域の小規模企業が他の事業者との連携・組織化を進める上で、組合の果たす役割は大きく、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会は、小規模企業の課題に応じた多様な組合活動を支援していくことが求められる」とされている。

従って、地域経済を支える小規模事業者等による多様なサービスの構築・提供、地域コミュニティの維持・形成、雇用維持・創出、消費喚起等の多様な共同事業に対する施策とともに、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会のこれら支援事業等に対する予算措置の拡充を図られたい。

（3）「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助事業」の継続、生産性向上支援（継続・追記）

国の成長戦略を地方において実現するには、中小企業・小規模事業者の生産性の向上及び競争力の強化が必要であるた



め、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助事業」について、次年度以降の事業の継続と予算増額措置を講じられたい。

（４）中小企業の経営力強化対策の拡充（新規）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（中小企業等経営強化法）の施行に当たっては、中小企業の本業の業績向上と事業の継続・承継の円滑化を図る総合的かつ具体的な支援措置を講じるほか、事業分野別指針の策定業種を大幅に拡大されたい。

また、普及啓発、人材育成等を担う「事業分野別経営力向上推進機関」の運営体制の整備を図るとともに、多くの業種を抱える中小企業団体中央会が「事業分野別経営力向上推進機関」と一体で、事業分野別にきめ細かく生産性の向上、事業承継等の支援を果たせるよう、所要の予算を措置されたい。

（５）地域中小企業の人材確保・育成に対する支援（①継続・追記、②③新規）

①人材確保・育成

首都圏大企業等の好業績、労働力人口の減少等に伴い、新卒等の就職先は首都圏大企業へと向かうとともに、有効求人倍率が高水準で推移していることから、地方中小企業・小規模事業者の人材確保が困難になっているため、地域の産業を担う人材の確保と育成に対する支援（インターンシップの拡大等）について拡充・強化の上、次年度以降も継続措置されたい。

この際、各省庁が実施している同様な事業については、地方の多様な課題に対し効果的な取組みができるよう相互調整の上事業フレームを構築されたい。

②就職・採用活動スケジュールの見直し等

現在、ハローワークの求人受付は3月1日、求人公開は6月1日となっている。

一方、大学等（大学の就職問題懇談会及び経済界並びに関係府省）の協議に基づき（一社）日本経済団体連合会が昨年12月に発表した「採用選考に関する指針」によれば、平成28年度卒業・修了予定者の就職・採用活動開始時期について、広報活動（求人公開）を3月1日、採用選考活動を6月1日、正式内定を10月1日以降開始とするなど時期の違いが発生しており、これにより大学等は3月1日に求人公開をスタートさせ、企業の中にはハローワークが求人公開する6月1日以前に既に内々定を出しているのが現状である。

学生等が大学、ハローワークにおいて同様に求人情報を取得・把握し就職活動等が可能となるよう、ハローワークの求人公開日を大学等と同日の3月1日に変更されたい。

また、「採用選考に関する指針」については、企業の自己責任原則に基づく努力義務であることから、同指針の遵守を徹底するよう国の働きかけ等必要な措置を講じられたい。

③外国人労働者受入に関する規制緩和等

中小企業の深刻な労働力不足が課題となる中、外国人労働者の就労が認められる在留資格の拡大等規制の緩和を図るとともに、言葉や文化の違い等によるトラブル、社会保障や人権保護等に配慮した社会環境の整備についても十分な対策を検討されたい。

（６）中小商業の活性化支援の継続・拡充等（継続・追記）

商店街や共同店舗は、地域経済・社会の活力向上、地域住民の安心・安全な生活環境の提供、文化・歴史・慣習等の維持継承、公共サービスの提供等により地域コミュニティに重要な役割を果たしていることから、商業関連施策について、申請・精算事務等の簡素化、対象経費の拡充（店舗設計費や施工試験費等）、事業実施期間を複数年度とするなどし、次年度以降も引き続き措置されたい。また、事業実施完了年度から5年間提出を要する事業実施効果報告書の提出期間の短縮等簡素化を図られたい。

昨年度廃止された「地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）」は、商店街等からのニーズが非常に大きいことから来年度以降の予算措置を図られたい。

（７）観光立国実現と東北へのインバウンド拡充等に向けた支援（新規）

①日本全体のインバウンドが堅調に推移する中、東北地方においてはインバウンドの効果を享受できていない現状にある。

原発事故等の風評被害を払しょくし、観光を通じて被災地の復興を加速させるため、大都市を中心に急増するインバウンドの東北への誘客プロモーションや、世界遺産等の観光資源と既存の観光素材を活かした観光戦略の構築等、長期的な復興を支える重層的な取り組みに対する支援を強化されたい。

②観光産業を基幹産業とするため、現行の諸規制・制度の見直し（例：歴史的建造物の復元に関する基準、第三種旅行業の募集型企画旅行の実施範囲等）を行うとともに、地域における観光地づくりをリードする地域観光の中核を担う人材や地域の実践的な観光人材など、幅広い人材育成に必要な支援策を措置されたい。

③民泊の検討に当たっては、例えば、所在地の経営者が特定できる状況とした上で、公衆衛生、宿泊者の安全を維持する防火・防災や防犯など、旅館業法等に準じた管理責任を明確化するルールを設けるとともに、その厳守を徹底させる策を盛り込まれたい。

また、地域住民の安心安全な生活環境を守り、社会不安が生じないよう、地域の実情に応じて特別区域制度を設けるなど、運用に配慮されたい。

3. 国際リニアコライダー（ILC）の誘致の早期決定（継続）

国際リニアコライダーの実現は、東北の産業振興、雇用創

出等に絶大なる効果をもたらし、次代を担う成長産業を実現するものとなる。

従って、日本誘致の実現に向け、米国・欧州等の海外関係国との経費分担、研究分担、建設設計等の国際調整、国際協力を進め、早期に日本誘致を正式に決定されたい。

4. 消費税率引き上げに伴う対策の強化（継続・追記）

①平成 31 年 10 月まで消費税 10% の引き上げの延期が表明されたが、先送りによる税収不足を補うための新たな税の設定は断固反対するとともに、中小企業・小規模事業者に対する景気対策、適正な価格転嫁や価格表示の改定が円滑に図られるよう万全な対策を講じられたい。

②消費税 10% 引上げ時に導入が検討されている軽減税率は、消費者等の税負担を軽くしようとする趣旨は理解できるものの、小規模事業者にとっては、対象品目別に税率を判断して記帳する区分経理の事務が新たに発生するほか、複数の税額計算等による煩雑な事務負担増を招き対応が相当困難である。事業者の事務負担増を伴う導入は反対である。

5. 原子力発電所事故に伴う輸入・取引規制への対応（継続・追記）

①国は、風評被害等により損害を受けた全ての被害事業者が賠償の対象となるよう必要な措置を継続して講じられたい。

②日本産食品等が依然として輸入規制されているが、規制を緩和する国がある一方、今なお規制を強化する国がある。世界的に日本食が注目されはじめ、日本の新たな海外成長分野でもあることから、早期に輸入規制を緩和・全廃するよう海外に対し強力に働きかけられたい。

③国内においても、被災県の農林水産物等の取引制限や放射性物質の検査証明書提出が求められる場合があることから、これに対応するための支援策を講ずると共に、風評被害払しょくのための安全性周知の徹底を図られたい。

④放射能検出による出荷規制については、同一市町村内においても放射能が検出されないのに出荷規制される区域が存在する。規制区域を合併前市町村の区域等とするなど、細かい区域の設定について配慮されたい。

6. 中小企業に配慮した労働・社会保障制度

（1）中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定（継続）

中央最低賃金審議会における最低賃金の目安額は、地方中小企業の経営実態に基づいて慎重に検討されたい。

また、地域別最低賃金制度が全国的に整備・適用されている今日では、これに屋上屋を架する特定（産業別）最低賃金は早期に廃止されたい。

（2）短時間労働者への厚生年金適用拡大の見直し等（継続・追記）

短時間労働者への厚生年金の適用基準の更なる拡大は、パート労働者を多く雇用している中小企業の雇用コストに大き

な負担を強いることから、適用範囲の見直しには慎重を期されたい。

また、加入を希望しない被雇用者もあること等から、例えば加入の選択制を取り入れるなど、柔軟な対応を図られたい。さらには、中小企業が繁忙期等の人員確保を円滑に行えるよう、健康保険の被扶養者基準額まで所得税の非課税限度額を引き上げられたい。

7. 共済事業における組合員とみなす範囲の拡大（継続）

中小企業において役員及び使用人は組織と一体であり、個々人に支障が生じると中小企業の活動に相当な影響を及ぼしかねず、中小企業の経営安定のためには、役員及び使用人の安心・安定が必須であることから、中小企業に携わるすべての者が共済制度を直接利用できる環境を整えるため、共済協同組合の組合員である中小企業の役員及び使用人を組合員と同等とみなすことができるよう、中小企業等協同組合法を改正されたい。

8. 不公正取引の排除（継続）

円安等による燃料や原材料価格の高騰が、中小企業に不利益を与える優越的地位の濫用や不当廉売等の誘因となっている。

よって、改正独占禁止法を厳正に適用するなど不公正な取引に対し迅速且つ実効性のある対処を行うとともに、下請法の周知徹底や下請ガイドラインの普及啓発を強力に推進されたい。

9. 官公需対策の強化（①継続、②新規、③④継続・追記）

①国及び地方公共団体は、少額随意契約等の制度を積極的に活用し、官公需適格組合や中小企業者への発注の増大に努められたい。なお、少額随意契約の適用限度額については、中小企業の受注機会・受注額の増大を図る観点から大幅に引き上げを図られたい。

②公共工事積算における共通費に、深刻な人手不足の課題を抱える中小企業が自ら行う労働・現場環境改善を図る費用も対象とされたい。

③国等の発注については、採算性を度外視した低価格入札が行われないよう、入札予定価格の事前公表は引き続き行わないとともに、低入札価格調査制度によらず、最低制限価格を下回った場合は入札失格として、最低制限価格制度の導入を一層図られたい。

④分離・分割発注における専門工事業者への発注については、厚生労働省で定める技能士資格者又は建設業法施行規則で定める基幹技能者（登録基幹技能者含む）を配置していることを発注条件とするよう制度の見直しを図られたい。また、国の認定を受けた工場を有する専門工事業者については、工事の一次業者として指定発注あるいは認定工場を有することを発注条件とするよう制度の見直しを図られたい。



10. 中小企業税制関連

(1) 法人税実効税率引き下げに伴う税制見直し等 (継続・追記)

昨年、法人税実効税率引き下げに伴う税収確保のために検討された下記の外形標準課税の適用や中小企業関係税制の見直し(縮減・廃止等)は、中小企業の経営基盤に多大なる悪影響をもたらすことから将来にわたり導入の検討は行うべきでない。導入は断固反対である。

- ① 法人事業税の外形標準課税の適用拡大
- ② 欠損金の繰越控除制度の利用制限
- ③ 租税特別措置の廃止・見直し
- ④ 中小企業軽減税率の見直し
- ⑤ 減価償却費制度の定額法への統一
- ⑥ 受取配当等の益金不算入制度の見直し
- ⑦ 留保金課税の中小企業への適用

(2) 中小企業関係税制の改正 (継続)

中小企業の積極的な事業展開の促進と成長力強化のためには税制の改正が不可欠であることから、次の措置を講ずることが必要である。

① 中小法人の定義の見直し

法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法に倣い資本金3億円に見直しを図られたい。(現行：税法における中小法人の定義は、資本金1億円以下の法人。)

② 法人税率の引き下げ

中小企業組合の法人税の軽減税率を現行の15%からさらに引き下げ、恒久化を図られたい。

③ 申告・納税期限の延長

消費税の申告については、法人税法及び地方税法同様に「1ヶ月の申告期限の延長措置」を講じられたい。また、法人税及び消費税の納税期間を3ヶ月に延長されたい。

④ 商品券等の未引換収益計上

法人税基本通達2-1-39について、商品券等に係る未引換分の収益計上時期規定の廃止若しくは延長等、同通達の見直しを図られたい。

⑤ 多重課税の排除

流通・消費の段階で課税される領収書等に対する印紙税、揮発油税、酒税などは、商品・サービスの取引に対して課税される消費税との多重課税であることから速やかに廃止されたい。

⑥ 事業承継税制の見直し

中小・小規模事業者数の減少が続く中、事業が継続して行われることが地域経済社会の発展に不可欠であることから、事業承継の円滑化を図るため、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合の引上げ(現行：80%)、取引相場のない株式評価方法の抜本的な見直しの他、適用要件のさらなる緩和、

承認手続き等の一層の簡素化を図られたい。

⑦ 寄付金及び交際費の損金算入制度の見直し

寄付金は、企業の社会的責務として果たすべき社会貢献の一つであるので、指定寄付金の範囲及び損金算入限度額を更に拡大すること。また、交際費のうち、企業が行う地域振興や社会貢献等の地域に根ざした事業活動に要する費用については、経費として全額損金算入できるよう見直しされたい。

⑧ 地球温暖化対策税

地球温暖化対策税については、現行の石油石炭税に二酸化炭素排出量に応じた税率を上乗せすることとなり、平成28年4月1日から完全実施されているが、中小企業にとっては、日常の収益性が低い中での更なる負担増となるため断固反対であり、中小企業は適用除外とされたい。

⑨ 復興特別区域法に基づく税制優遇措置の延長

被災地の街づくりが本格化するに伴い、事業再開や仮設からの本格移転する事業者が多数存在することから、東日本大震災復興特別区域法に基づき県の指定等を受けることによる設備投資減税等の税制優遇措置の延長を図られたい。

⑩ 実効ある固定資産税の軽減措置

東日本大震災被害からの復興促進の観点から、今後の中小企業の固定資産税の軽減策として「固定資産評価基準」の見直しとともに、市町村の「条例による減免措置」の活用を奨励するなど真に実効ある固定資産税の軽減を図られたい。

⑪ 関税制度の見直し

輸入原材料に依存している食品製造業をはじめとする中小製造業においては、原材料の国際需給の不安定化に加え、円安等の影響により価格の高止まりが起きている。

原材料価格の安定化を図るため、関税制度の見直しを図るとともに、政府売り渡し価格決定に際しては、中小食品製造業の不利益に繋がらないよう十分に配慮されたい。

⑫ 軽油引取税免除措置の恒久化

生産・製造工程などで使用する軽油に対する「免税措置」に関する特例を恒久化するよう、地方税法を改正されたい。



ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 2次公募開始！ <ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金とは・・・>

【目的】

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、経営革新等支援機関（認定支援機関）と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援するものです。

【補助対象事業】

本事業では、『革新的サービス』、『ものづくり技術』の2つのタイプがあります。それぞれについて、「1. 一般型」、「2. 小規模型」、があり、補助上限額、補助率等は以下の通りです。

	補助上限額	補助率	補助対象経費	採択予定件数
一般型	1,000万円	2/3以内	機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費	全国で概ね100件程度
小規模型	500万円			

※一般型においては経営力向上計画の認定を受けた事業者は加点する。

※経営力向上計画の認定について ⇒⇒ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

【補助対象要件】

(1) 『革新的サービス』・『ものづくり技術』のいずれかのタイプの要件を満たすことが必要です。

『革新的サービス』

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。 ※付加価値額＝営業利益＋人件費－減価償却費、経常利益＝営業利益－営業外費用

『ものづくり技術』

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

(2) 交付決定日から平成28年12月31日(土)までに申請事業を終了すること。

【サポート】

認定支援機関が、事業計画づくりをサポートします。

認定支援機関とは、地域の金融機関・商工会・税理士など、国の認定を受けた機関で、現在、岩手県内においては、400を超える機関が認定を受けています。事業計画の実効性について、認定支援機関の確認が必要となります。なお、認定支援機関については、中小企業庁のホームページなどに掲載されています。

【公募期間及び提出先】

平成28年7月8日(金)～平成28年8月24日(水) [当日消印有効]

提出は郵送とし、岩手県地域事務局（岩手県中小企業団体中央会 H27 ものづくり支援センター）までお送り下さい。また、事業計画書の提出先は、補助事業の主たる実施場所に所在する地域事務局です。提出先を誤ると受付出来ない可能性がありますので、お間違いのないようご注意ください。なお、持参、FAX 及び電子メール等による提出は、受付出来ませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先・申請先】

岩手県地域事務局（岩手県中小企業団体中央会 H27 ものづくり支援センター）

〒020-0878 盛岡市肴町4番5号 岩手酒類卸(株)ビル2階

TEL：019-613-2633 FAX：019-613-2634 HP：<http://www.ginga.or.jp/>

「中小企業等経営強化法」施行

～ 人材育成、設備投資などによる生産性向上を集中支援～ 固定資産税 3 年間半減、金融支援等

平成 28 年 7 月 1 日、「中小企業等経営強化法（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律）」が施行された。

この法律により、労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応し、中小企業・小規模事業者・中堅企業の経営強化を図るため、事業所管大臣が事業分野ごとに経営力向上のための取組等について示す「事業分野別指針」を事業所管大臣において策定するとともに、当該取組を支援するための措置等を講じ、中小企業・小規模事業者等の稼ぐ力を支援する。

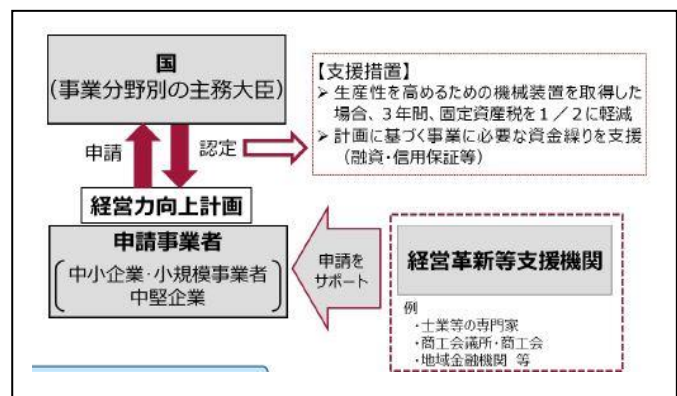
1. 「経営力向上計画」の作成・認定について

(1) 国による事業分野の特性に応じた指針の策定

事業所管大臣が事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した「事業分野別指針」を策定。

(2) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業・小規模事業者等は、「事業分野別指針」、「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、IT を活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する「経営力向上計画」を作成し国の認定を得ることができる。認定事業者は、固定資産税の軽減（3 年間半減）や金融支援等の措置を受けることができる。計画策定については経営革新等支援機関がサポートする。



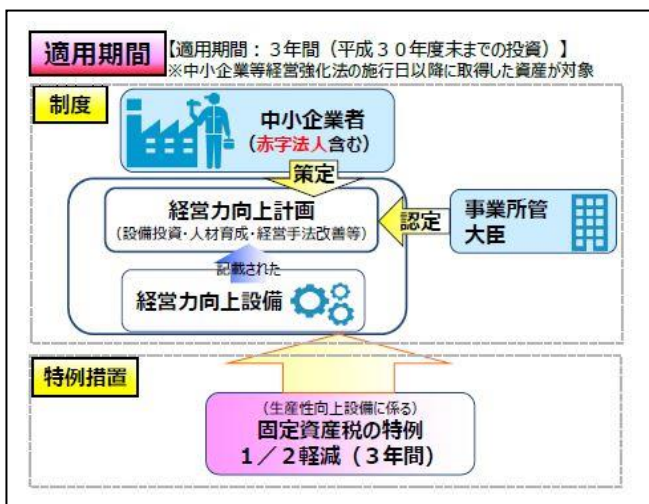
2. 経営力向上のための「事業分野別指針」（平成 28 年 7 月 1 日現在）

7 月 1 日現在、製造、卸・小売、外食・中食、宿泊、医療、介護、保育、介護分野、貨物自動車運送、障害福祉、船舶、自動車整備業の 11 分野が指針として示されており、これを踏まえ「経営力向上計画」を策定する。

事業分野別指針が策定されていない事業分野については、基本方針を踏まえ「経営力向上計画」を策定する。

3. 支援措置

① 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例（固定資産税を3年間1/2に軽減）



「経営力向上計画」が認定された事業者は平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに生産性を高めるための機械装置を取得した場合、その翌年度から 3 年分の固定資産税に限り、当該機械装置に係る固定資産税を 1/2 に軽減。（7 月 1 日以降に取得したものが対象）

【要件】

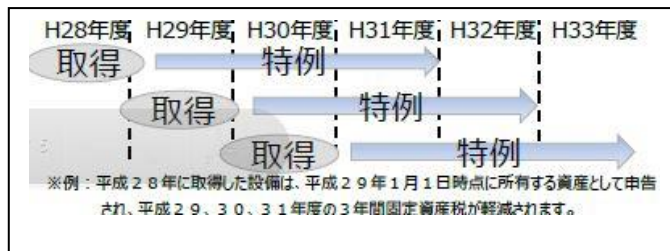
- ① 販売開始から 10 年以内のもの
- ② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、制度、エネルギー効率等）が年平均 1% 以上向上するもの
- ③ 160 万円以上の機械及び装置であること

※ 機械及び装置を取得(7月1日以降に取得)した後に「経営力向上計画」を提出する場合は、取得日から60日以内に「経営力向上計画」が受理される必要がある。

※ 機械及び装置の購入後、年末までに認定が受けられない場合、減税期間が2年となる。

計画申請から認定までの標準処理期間は30日(計画に記載された事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合は45日)。手続き上、概ね瑕疵がなく、スムーズに申請書類が認定に至った場合は30日

(45日)以内に認定が得られる予定。他方で、申請書の不備が多い場合は、各事業所管大臣からの照会や申請の差し戻しが発生し、手続き時間が長期化する場合があるため、必ず余裕を持った申請が必要。申請手続き、申請期間、機械・装置の取得日、対象機械等十分な事前確認が必要である。



② 各種金融支援

政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達に関する支援を受けることができる。

(ただし、経営力向上計画の認定とは別に、各機関による別枠の審査があるため、事前に相談が必要。)

① 商工中金による低利融資 (中堅クラス向け) (中小企業者向け)※1)

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられる。

(※1 中堅クラス、中小企業者の定義は、中小企業基本法他の法律等の定義による。)

② 中小企業信用保険法の特例 (中小企業者向け)

中小企業者は、経営力向上計画の実行(※2)にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられる。

(※2 新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」(新事業活動)に限る)

	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円
新事業開拓保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	

③ その他、中小企業投資育成によるスタンドバイクレジット、中小企業基盤整備機構による債務保証、食品流通構造改善機構による債務保証等が受けられる。

4. 手続きについて

① 提出書類：申請書(原本)、申請書(写し)

② 工業会等による証明書(固定資産税の軽減措置を受ける場合)

固定資産税の軽減を希望する場合、当該設備を担当する設備メーカーを通じて、当該設備を担当する工業会等による証明書発行を申請し、経営力向上設備等の証明書を取得する必要がある。

③ 申請先：事業分野ごとに異なるためご確認下さい。

※本掲載内容は中小企業等経営強化法、支援措置、申請手続き等の概要についてその一部をご紹介します。

詳しくは、中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/> (経営サポート「経営強化法による支援」) をご覧いただき、「—中小企業等経営強化法—経営力向上計画策定・活用の手引き」等その他をご参考下さい。

◇中小企業等経営強化法に関するお問合せ先◇

経営力向上計画相談窓口：中小企業庁事業環境部企画課 TEL03-3501-1957 (平日 9:00~12:00、13:00~17:00)



岩手県商店街振興組合連合会 平成 28 年度通常総会開催

6月28日(火)、ホテルルイズ(盛岡市)にて岩手県商店街振興組合連合会(以下、「商振連」)の平成28年度通常総会が開催された。

平成27年度事業報告、決算関係書類及び今年度事業計画並びに収支予算について満場一致により可決承認。

任期満了に伴う役員改選では豊岡卓司氏(盛岡市肴町商店街振興組合 理事長)が会長に再任されたほか、本会の菅原和弘 専務理事が新たに商振連の専務理事として就任した。

なお、先の熊本地震により、被災された商店街の復興を願い災害見舞金の協力を得た会員組合(別表)と共に、当連合会も拠出する旨を承認。当見舞金は、全国商店街振興組合連合会を通じて、被災組合へ届けられる。

総会終了後、岩手県が昨年度に実施した「岩手県商店街実態調査」の報告会及び出席者による意見交換会を開催。同調査は、商店街振興施策を立案することなどを目的に、県が3年に一度実施するもので、平成27年度における調査対象は、商店街振興組合 24、事業協同組合 16、任意団体 108 で合計 148 の商店街組織となっている。

報告会では、岩手県商工労働観光部経営支援課 主任主査 大坪徹磁 氏並びに主事 相馬康志 氏より調査結果の概要が報告され、商店街を取り巻く環境は依然厳しいものの、「来街者数減少」や「景気衰退」と回答した商店街の割合が前回調査より減少し、一部に明るい動きが出ていることなどが説明された。特に「来街者数が増えた」商店街は全体の8.1%で、平成15年度以降の調査では最高値。その理由として「イベントの充実」、「観光客の回遊の増加」を挙げている。

一方、「空き店舗の増加」「商圈人口の減少」「個店の魅力の低下」「業種・業態の不足」などを理由に6割以上の商店街で「来街者が減った」と回答しており、依然として大きな課題となっている。

その後の意見交換会では、参加した各商店街の代表者より、それぞれの活動状況や直面している課題などが話し合われ、共同施設の経年劣化による修繕のための財源確保などが挙げられた。



(商振連の新たな役員体制)

役職	氏名	所属
会長	豊岡 卓司	盛岡市肴町(商振)理事長
副会長	宮沼 孝輔	盛岡市材木町(商振)理事長
副会長	佐藤 良介	花巻市大町(商振)理事長
副会長	吉田 建彦	北上市本通り(商振)理事長
専務理事	菅原 和弘	員外(中央会 専務理事)
理事	石田 和徳	盛岡駅前(商振)理事長
理事	水野 清孝	さかり中央通り(商振)理事長
理事	佐々木 慶子	宮古市末広町(商振)理事長
監事	郡司 善孝	北上市本通り一丁目(商振)理事長
監事	杉本 憲保	花巻市一日市(商振)理事長

No.	“熊本地震”災害見舞金 協力組合
1	北上市駅前商店街振興組合
2	盛岡駅前商店街振興組合
3	花巻市鍛冶町商店街振興組合
4	宮古市末広町商店街振興組合
5	宮古市中央通商店街振興組合
6	花巻市大町商店街振興組合
7	盛岡市肴町商店街振興組合
8	岩手県商店街振興組合連合会

いわてで働こう推進大会開催される

平成 28 年 6 月 16 日（木）、いわてで働こう推進協議会（会長：達増拓也 知事）主催による「いわてで働こう推進大会」が関係機関約 360 名参加の下、盛岡市「アイーナ」にて開催された。同協議会は今年 2 月 9 日に、産学官等オール岩手で若者や女性の県内での就業を推進するための組織として設立。

大会では、若者や女性の県内就業と創業支援の充実を目指す「いわてで働こう宣言」が行われた。また、「地方創生のための人材活用」と題し基調講演が行われ、榊みちのりホールディングス代表取締役社長松本順氏が、実際に県内で活躍する就業者等の例をとりあげ、人材確保とその重要性を説いた。

協議会では、県内就職関連情報発信等のために、いわて就職支援情報サイト「シゴトバクラシバ IWATE」の開設や本取組み推進のためのシンボルマークを決定するほか、生産性向上等のための「働き方改革推進運動」を展開する。



達増知事（中央）が宣言を読み上げている推進大会の様子

いわてで働こう宣言

県内産業の発展を支える若者や女性の人材確保が大きな課題となる中、復興に取り組む沿岸市町村では、東日本大震災津波後に増加している若者世代があるなど、明るい兆しが見られる。

資源不足の時代に技術革新が起こり、産業が発展したように、この人手不足の時代を岩手の発展のチャンスと捉え挑戦する必要がある、震災からの復興を成し遂げようとしている岩手にはその力がある。

人口減少に伴う人手不足は構造的な課題であるが、この現状を打開するため、例えば、産業界においては労働生産性の向上を図り、雇用・労働の質の向上につなげるなど、各分野における人材の確保・育成に向けて、これまで以上に連携して取り組んでいかなければならない。

若者や女性には岩手の将来を切り拓く大きな可能性があり、地域が協働して育成し、一人ひとりが能力を活かし合うことで、若者や女性は、都会では得られない安心や温かさにあふれたこの岩手の地で生きること、働くことの幸せを実感できる。

私たちは、県民が生きがいを感じながら暮らす、希望に満ちあふれた岩手を実現するために、岩手に住みたい、岩手で働きたい、岩手に帰りたいという若者等の熱い思いに、オール岩手で応えていくことをここに宣言する。

- 1 県民みんなが生き生きと安心して働くことができるふるさと岩手を創造します。
- 2 若者や女性がやりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、その情報を発信します。
- 3 自ら学び、自ら実践し、自ら地域に貢献できる人間教育を展開します。

【岩手県では「いわて働き方改革推進運動」参加企業を募集しています】

働き方改革とは、従業員それぞれの仕事のやりがいや充実した生活の調和を実現することを企業と従業員が一体となって取り組むことです。企業にとっては、生産性の向上や人材確保につながる経営戦略として、重要視されています。詳しくは「シゴトバクラシバいわて-企業のみなさま-」内のいわて「働き方改革推進運動」ページ <http://www.shigotoba-iwate.com/kigyou/kaikaku/> へアクセスをお願いします。

☆募集期間：平成 28 年 6 月 16 日（木）～平成 28 年 8 月 31 日（水）

（事務局・問合せ先）ジョブカフェいわて TEL019-621-1171、FAX019-606-3702



組合実施事業・中央会主催事業等紹介 【組合セミナー・研修会】

中央会では、組合事業及び組合員の経営力強化・経営環境対応などのために各種支援事業を行っております。中央会事業を利用した会員組合によるセミナー等の取組みをご紹介します。

組合等による講習会・セミナー等の開催の他、専門家等を利用した課題解決の取組み等についてご検討の場合は本会までご相談下さい。

◇ 岩手県電機(商業) 「ホームページによる自社PR等、戦略的情報活用について」

6月14日(火)、地域電器店の存続のため、量販店にはできない専門店ならではの提案やきめ細かなサービスで差別化を図り、その魅力を効果的に発信・訴求していくことを目的に、手軽な情報発信ツールであるホームページとSNSに焦点を当て、コンテンツ企画設計やPR方策、情報発信・交換等に関する戦略的活用について講習会を開催した。組合ではHP、SNS活用で情報発信・交流機能を強化していく。

本年度は、無料アプリを用いて基礎からのHP立ち上げやフェイスブック・ツイッター・LINE等SNSとの連動について今回を含め2回の開催を予定。



講習会の様子

◇ 胆江地区タクシー業(協) 「奥州プレミアムタクシー」認定ドライバー育成研修

国体の本県開催を控え、おもてなしの心と観光知識等を兼ね備えたドライバー育成を目的に「奥州プレミアムタクシー」が昨年発足。当組合が事務局を担い、本年6月29日(水)、第2期の育成研修を開催した。

育成の主眼として、①接客・接遇等、基本的サービスや情報の習得 ②地域の歴史・観光資源に関する知識の涵養(奥州おもしろ学=ご当地検定合格) ③障がい者に対するサービス・配慮(ユニバーサルドライバー研修)を中心とした研修を複数回、9月まで実施を予定している。



育成研修会の様子

◇ 岩手県室内装飾事業(協) 「改正労働安全衛生規則」(高所足場工事に係る安全衛生等)への対応

平成27年7月1日より「改正労働安全衛生規則」が施行され、建設現場における高所作業の墜落防止のため、以下の項目を柱とする対策が示された。

- ① 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置の充実化
- ② 足場の組立て作業の特別教育
- ③ 足場の組立て後は注文者(元請)も点検が必要
- ④ 足場の作業床に関する墜落防止措置の充実化
- ⑤ 鋼管足場(単管足場)に関する規定の見直し

6月27日(月)、これらに対し組合員が適切な対応を行うことを目的に講習会を開催した。



講習会の様子

◇ 中央会人材確保支援事業 「ポジティブコミュニケーションゼミナール」

女性の再就職応援の一環として、「ポジティブ・コミュニケーション・ゼミナール」を6月22日、7月5日、13日の全3回コースとして、盛岡市「プラザおでって」にて開催した。

本セミナーは、中小企業の多様な人材確保に向け、女性層の人材発掘に向けた取り組みとして、再就職活動に不安を抱える女性が多いことを踏まえ、自分自身を磨き直し、ポジティブマインドへの転換を支援することにより、再就職活動のスタートアップを促すためのセミナーとして実施した。



講師 CO.CO.ROサポート代表 藤村七美氏



盛岡駅前（商振）、岩大生と連携して駅前マップ作成

平成 28 年 6 月 16 日(木)、盛岡駅前商店街振興組合(石田和徳理事長)は、岩手大まちづくりサークル NPCN(吉野由起代表)と連携し、近隣商店街の飲食店を紹介するマップを作成し、「開運 MAP」完成発表会を開催した。

マップには同組合に加盟する飲食店 20 店舗を掲載。学生が各店で取材したお奨めメニューや店の雰囲気などを、予算の目安とともに紹介。記事や写真だけでなく、デザインも学生が手掛けた。折り畳むと商店街のキャラクター「開運かなえちゃん」頭の形になるデザインもポイントになっている。学生の目線で再発見した盛岡駅前の魅力を発信する。

同組合事務局の本多氏は「学生ならではの視点でデザインも内容も良い物になった。マップを手に味めぐりを楽しんでほしい」と呼びかける。マップは2万5千部作成。掲載店や宿泊施設などで配布する。



マップの完成を発表する岩大サークルの平井さん(左)、小岩さん(中)、事務局の本多さん(右)

盛岡バスセンター機能継続を求める会、市議会に要望

平成 28 年 6 月 15 日(水)、盛岡バスセンター機能継続を求める会(豊岡卓司会長)は機能継続を求める署名と請願書を盛岡市議会に提出した。

豊岡会長らが市役所を訪れ、14 日までに集めた 5,997 筆の署名と請願書を手渡した。

市は5月、バスターミナル機能とにぎわい機能を持つ複合施設の整備を目指し、同センターの敷地を取得する方針を示している。

豊岡会長は「具体案はまだこれからだが、行政にまかせきりにするのではなく、私たちが中心となってバスセンターを盛り上げていかなければならない」と話をされた。同会は盛岡市肴町商店街振興組合(豊岡卓司理事長)が母体となり、平成 28 年 3 月に発足した。



レトロな雰囲気を残す盛岡バスセンター内観

岩手県屋外広告美術業（協）

「第 3 回岩手広告景観タウンミーティング」を開催

平成 28 年 6 月 25 日(土)、岩手県屋外広告美術業協同組合(白澤健次理事長)は「第 3 回タウンミーティング」を開催した。タウンミーティングの目的は「より良い広告物景観を形成するため、屋外広告業者・行政・地域などが情報を共有しまち歩きやワークショップを通じ、都市景観の中における屋外広告物の役割を理解しながら、理想とする景観を、ともに考えていく」こと。

専門学生や地域住民ら約60人が参加し、街にあふれる看板などを観察し、広告と景観の関係について考えた。

6班が6コースに分かれ盛岡八幡宮を出発し、約2~3kmを歩きながら道路沿いにある看板などを観察。

ワークショップで班ごとに内容をまとめて発表。同日まとめた内容は、イベントを後援した「もりおか八幡界隈まちづくりの会」に提供し、今後の街づくりに生かしてもらう。



各班に分かれてのまち歩きをする参加者



東北六県再生資源組合連合会青年部連絡協議会

第25回岩手大会を開催

6月24日(金)、東北六県再生資源組合連合会 青年部連絡協議会(主管/岩手県再生資源商工組合 伊藤博青年部長)は、第25回岩手大会を盛岡市「ホテルエース盛岡」にて、東北各地の再生資源青年部、日本再生資源事業協同組合連合会青年部等の関係者約100名出席のもと大会式典を盛大に開催した。

式典では、岩手県再生資源商工組合 伊藤青年部会長による開会挨拶、東北六県再生資源連合会 小野寺会長、日本再生資源事業協同組合連合会 紺野青年部長の祝辞の後、各県より青年部活動報告が行われた。

第2部では、「能力を引き出す”コーチング”～スポーツ現場のテクニック～」をテーマに富士大学非常勤講師 西田範次 氏(第71回岩手国体実行委員会 競技専門委員長)による記念講演会が開催された。



伊東青年部会長による開会挨拶



東北六県対抗わんこそば大会！！

法人県民税法人税割の特例税率の変更について (岩手県)

本県は、一定基準以上の法人に対し法人県民税法人税割の税率の特例措置を実施し、その税収につきましては産業の振興に関する施策を推進するための貴重な財源として活用させていただいているところです。

この特例措置に係る法人県民税法人税割について、平成28年度税制改正により、その一部が国税(地方法人税)とされることから、平成28年度6月県議会において、平成29年4月以後の特例措置の税率を変更する旨の岩手県条例の一部を改正する条例案を提案する予定です。

県といたしましては、財源の効率的配分と経費の削減等の合理化に努めているところですが、本県の財政事情は大変厳しい状況が続いておりますので、引き続き特例措置を継続した上で税率を改正することにつきまして、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

法人県民税法人税割の税率の特例措置の内容

【現行】

税率 **4.0%** (標準税率 **3.2%** に、0.8% 上乘せ)

対象法人 資本の金額若しくは出資の金額が1億円を超える法人、又は法人税が1,000万円を超える法人

対象期間 平成33年1月31日までに終了する事業年度

※特例措置の適用対象とならない法人については、**3.2%**の税率となります。

【改正の内容】

税率 **1.8%** (標準税率 **1.0%** に、0.8% 上乘せ)

対象期間と対象法人 変更なし

施行期日 平成29年4月1日

※特例措置の適用対象とならない法人については、**1.0%**の税率となります。

【参考】

今回の条例改正は、税制改正による 国税・地方税間の税率の見直し に伴うものですので、税率の 見直し による法人の皆様のご負担に、変わりはありません。



関係機関からのお知らせ

「働き方改革」および「ゆう活」に関する要請（岩手労働局より）

岩手県内の状況を見ますと、平成26年の一人平均総実労働時間は1,892時間と全国平均の1,788時間より104時間長く（2年連続全国2番目）、年次有給休暇の取得率は、全国平均49.39%を下回り46.77%（全国30番目）となっています。このため、岩手労働局におきましては、長時間労働の抑制や年次休暇の取得促進などをはじめとした「働き方改革」の取組を進めているところです。

「働き方改革」については、「ニッポン一億総活躍プラン」においても「最大のチャレンジ」とされるなど、政府全体としての非常に重要な課題となっており、「働き方改革」の実現のためには、これまでの働き方を大きく見直すことが重要とされ、個々の企業において、長時間労働を前提とした従来の労働慣行を改めることや、年次有給休暇を取得ししやすい雰囲気醸成することなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれています。こうした「働き方改革」の一環として、「朝方勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開したところです。

つきましては、会員組合、組合員等の皆様におかれましては、改めてこの取組の趣旨を御理解いただきますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査特別調査についてのお願い（厚労省）

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1～4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。

この調査は、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を示す資料として最低賃金の改定審議等に使用されています。

調査対象となる事業所には、8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査事項についてお伺いして調査票を作成いたします。調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いられることも固く禁じられています。

ご多忙のことは存じますが、調査の重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願いいたします。詳しくは、厚労省ホームページをご覧ください。<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

「海外知財訴訟費用保険制度」創設のお知らせ～特許庁から保険料補助～

海外での我が国中小企業による出願件数の増加に伴い、中国をはじめ、海外での知的財産侵害を理由とする係争に当該中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にあります。これに伴い、当該中小企業は、係争の対応に要する多額の費用を用意することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれる等のリスクが高まっています。

こうした中、特許庁は、中小企業が海外において知財侵害の係争に巻き込まれた場合のセーフティネットとして、我が国において初めてとなる海外での知的財産訴訟費用を賄う保険制度を創設しました。中央会等会員中小企業が保険に加入する際、掛金の負担が半額になります。詳細は下記までお問合せ下さい。

（概要）

1. 運営団体……………全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、全国商工会連合会
2. 引受保険会社……………損害保険ジャパン日本興亜(株)、東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)
3. 応募資格……………中小企業組合、商工会議所、商工会の会員となっている中小企業
4. 補助対象経費……………保険加入時の掛け金
5. 補助率……………保険料の1/2
(保険料の補助が受けられるのは、平成28年7月1日～平成29年2月末日までに加入した会員事業者)
6. 募集期間……………平成28年6月8日(水)から(平成29年2月1日始期分まで中途加入が可能)
7. 保険内容、保険加入、手続き等のお問合せ

○全国中小企業団体中央会経営支援部

TEL: 03-3523-4904

○補助事業全般について:特許庁総務部普及支援課

TEL: 03-3581-1101 内線 2145

熊本地震義援金へのご協力 ありがとうございました。

本年4月に発生しました「熊本地震」による被災中小企業・組合等支援のため、会員の皆様に義援金へのご協力をお願いしましたところ、お陰様で123組合・企業等より、総額2,130,000円の寄付をいただきました。集まりました義援金は、全国中小企業団体中央会を通じ、全国から集まった義援金とともに、被災地域の中央会を経由し被災中小企業・組合の復興に役立たせていただきます。

【義援金をいただいた組合・企業等（順不同）】

岩手県室内装飾事業協同組合	気仙地方砕石砂利業協同組合	協同組合二戸ショッピングセンター
一関市水道工事業協同組合	有限会社中村家	大船渡・陸前高田地域再生事業協同組合
北上金属工業協同組合	株式会社高橋コンサルティングオフィス	花巻市上下水道協同組合
協同組合宮古市魚菜市场	株式会社流通センターオートサービス	宮古広域廃棄物処理業協同組合
協同組合南三陸ショッピングセンター	株式会社共立精工	物流ネットワークオール岩手協同組合
岩手県牛乳事業協同組合	協同組合大槌末広町商店会	久慈市上下水道工事業協同組合
協同組合気仙ファーマシー	岩手県防水工事業協同組合	岩手県陸砂利工業組合
岩手県自動車整備商工組合	有限会社宝来館	遠野木材加工事業協同組合
岩手県火災共済協同組合	浅利社会保険労務士事務所	岩手県中央砕石業協同組合
岩手県家畜商業協同組合	盛岡市肴町商店街振興組合	岩手県バス事業協同組合
協同組合宮古エルピーガス防災センター	協業組合大船渡車検センター	岩手県気仙生コンクリート協同組合
宮古区域生コンクリート卸商協同組合	花巻地区電気工事業協同組合	協同組合橋爪共栄会
二戸自動車整備協業組合	宮古市中央通商店街振興組合	久慈沿岸地域建設復興グループ白樺会
盛岡生コンクリート卸商協同組合	花巻市鍛冶町商店街振興組合	岩手県沿岸生コンクリート協同組合
株式会社東亜電化	三井生命保険株式会社	岩手県再生資源商工組合
大船渡自動車整備事業協同組合	岩手県酒造協同組合	さかり中央通り商店街協同組合
盛岡地区タクシー業協同組合	岩手県流通輸送センター協同組合	株式会社ロータス倉本
岩手県自転車二輪車商業協同組合	協同組合一戸ショッピングセンター	盛岡・紫波地区都市環境事業協同組合
株式会社小西铸造	岩手県南生コンクリート卸商協同組合	九戸商業協同組合
岩手木材市場協同組合	株式会社姫神設備工業	たろちゃん協同組合
協同組合トーバン・テクノウッド	宮古市末広町商店街振興組合	協同組合盛岡卸センター
宮古地区電気工事業協同組合	岩手酒類卸株式会社	協同組合トラコム水沢
株式会社岩手金属工業会館	盛岡工業団地協同組合	遠野ビール事業協同組合
有限会社ベルモデル	遠野すずらん振興協同組合	株式会社工藤技研
大船渡電気工事業協同組合	気仙木材加工協同組合連合会	株式会社ミナミ食品
釜石水道工事業協同組合	両磐一関トラック事業協同組合	岩手トラック輸送サービス協同組合
住田素材生産業協同組合	前沢商業協同組合	黒崎温泉企業組合
岩手県量企業組合	協同組合水晶米いわて	宮古地区採石業協同組合
協同組合一関卸センター	盛岡市建設業協同組合	くずまき商業協同組合
釜石機械金属工業団地協同組合	久慈地方砕石業協同組合	久慈地区電設工業協同組合
東北アグリーメント協同組合	久慈自動車整備協業組合	大船渡漁船問屋協同組合
岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合	高田松原商業開発協同組合	有限会社星石油店
岩手県印刷工業組合	宮古市水道工事業協同組合	協同組合日専連宮古
岩手県電気工事業工業組合	久慈市商業協同組合	協同組合日専連盛岡
協同組合久慈エルピーガス防災センター	協同組合久慈ポイントカード会	岩手県石油商業組合
株式会社エイワ	大槌ポイントカード協同組合	岩手県液化ガス事業協同組合
企業組合夢咲き茶屋	岩手県総合建設業協同組合	盛岡駅前商店街振興組合
協同組合江釣子ショッピングセンター	千厩自動車整備協業組合	協同組合日専連一関
けせんプレカット事業協同組合	金田一温泉事業協同組合	協同組合森林のくに遠野協同機構
岩手県ビル管理事業協同組合	岩手県鉄構工業協同組合	岩手県チキン協同組合
株式会社ウェーブクレスト	盛岡市上田商店街協同組合	盛岡地区電気工事業協同組合



《 全国景況 》

5月は、継続する為替不安や熊本地震による被災等によって、国内の景況感・消費性向が大幅に減退していることに加えて、年初来の円高基調に起因する外需不振や内外の価格競争もデフレ動向に一層拍車をかけており、中小企業の先行き不透明感は依然として増大している。

I. 景況天気図（県内）…平成28年4月と5月のDI比較

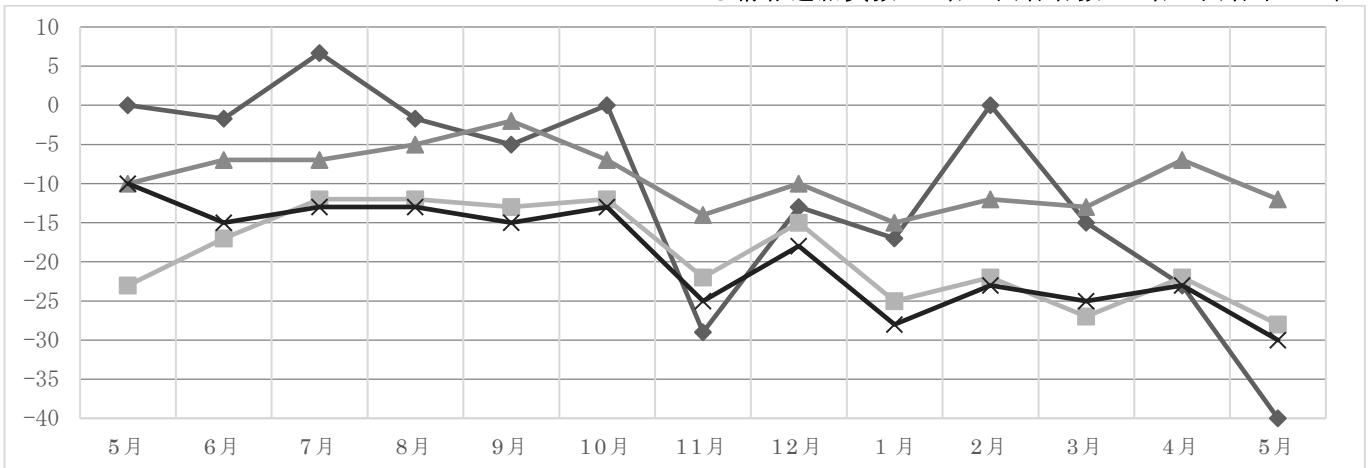
天気図の見方…各景況項目について「増加」「好転」業種割合から「減少」「悪化」業種割合を引いた値をもとに作成。その基準はただし、在庫数量はプラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方向を表す。

平成28年 5月分	全産業			製造業			非製造業			30以上
	4月	5月	前月比	4月	5月	前月比	4月	5月	前月比	
売上高	 △23	 △40	17P↘	 0	 △10	10P↘	 △31	 △56	25P↘	9~△9
在庫数量	 △17	 △10	7P↗	 △9	 △5	4P↗	 △24	 △14	10P↗	△10~△29
販売価格	 △3	 △7	4P↘	 5	 △5	10P↘	 △7	 △8	1P↘	△30~△49
取引条件	 △10	 △10	0P→	 △5	 △5	0P→	 △13	 △13	0P→	△50以下
収益状況	 △22	 △28	6P↘	 △14	 △29	15P↘	 △26	 △28	2P↘	
資金繰り	 △7	 △12	5P↘	 △9	 △19	10P↘	 △5	 △8	3P↘	
設備操業度	 △5	 △24	19P↘	 5	 △24	29P↘	—	—	—	
雇用人員	 △2	 △5	3P↘	 0	 △10	10P↘	 △2	 △3	1P↘	
業界の景況	 △23	 △30	7P↘	 △14	 △24	10P↘	 △28	 △33	5P↘	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

II. 全産業（県内）…平成27年5月～平成28年5月DI推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 60名・回答者数 60名・回答率 100%



平成28年5月DI 《 ◆…売上 -40 ■…収益 -28 ▲…資金繰り -12 ×…景況 -30 》

Ⅲ. 各業種の概況（県内）…平成 28 年 5 月分

◇酒類製造業

全国新酒品評会では、県内メーカーから多数の「金賞受賞蔵」が選ばれ、全国レベルでも高い評価が得られたことから、優れた酒質を武器に県内外にアピールしていきたいところである。

◇めん類製造

組合員が減少した状況での運営となっている。他県も同様に減少傾向、業界は益々厳しい経営環境になっている。

◇菓子類製造

ゴールデンウィークの帰省客需要により、各種土産品の売上が増加した。

◇一般製材業

首都圏等での木造住宅着工戸数は若干増加傾向にあり、今後の木材・木製品供給の動きに期待。

◇生コンクリート製造業

全県出荷量は、減少局面に入ってきた。個人住宅の民需等で沿岸地区が増加となったが、他の地区では官需の落ち込み、公共工事の完了や工期の遅れの影響で減少した。

◇銑鉄鋳物製造業

南部鉄器の国内売上、中国への輸出売上は高水準で推移している。欧米への売上は景気低迷と社会情勢が不安定なため減少している。産業機械鋳物の生産量はかなり減少した。

◇金属製品製造業

工場稼働率が低下傾向、各社への見積についても低水準にあり、先行きの不透明感が広がっている。

受注価格、工事加工費も横ばいで推移し、依然として収益の確保ができる状態ではない。

◇一般機械器具製造業

業態により受注量に高低が見られる。コストダウンの要求もあり収益面では厳しい状況にある。

◇野菜果実卸売業

野菜はある程度入荷量が安定してきたが価格は上昇傾向にあった。果物は国内果実が少ない時期で品薄、輸入果物の価格が上昇し、高値で推移した。

◇家庭用機械器具小売業

エアコンの動きがいつになく早く、好調に推移。

◇野菜・果実小売業

消費動向は回復しておらず、業種ごとの増減格差は大きくなっている。小売業態では産直機能の店舗が伸びている。一般小売店は軒並み落ち込み、従来賑わった駅周辺も落ち着き、市内は集客に苦労している感じが強い。

◇酒・調味料小売業

消費者が求める市場（量販店・スーパー）との価格差のため安値志向となり、一般酒販店では売上数量・金額の確保が難しい。

◇自転車小売業

新車需要は伸び悩み、修理依頼や中古車の需要が増えており、新車販売数の下落は深刻である。

◇食肉小売業

ゴールデンウィークで販売拡大を期待したが、消費動向は依然として鈍く、売上が伸びなかった。牛肉価格がさらに上昇、加えて豚肉の卸価格も上昇して利益確保が厳しくなってきた。

◇商店街（盛岡市）

北海道新幹線の影響が他県の学生より北海道からの修学旅行の学生が多かった。

◇商店街（一関市）

景気が悪いという心理的なものか、必要なもの以外に対しては財布の紐が固い印象である。

◇自動車整備業

大きく落ち込んだ車検需要が、やや持ち直しつつあるが、台当りの売上単価が低いことから収益改善にはつながらず、今後の好転への期待も薄い。また、整備士資格者の確保が一段と厳しくなっている。

◇旅館業

ゴールデンウィークは天候不順もあり、観光地は入り込みが減った所も多かったが、宿泊動向は例年並みに推移した。中旬以降も伸びず好転しなかった。

◇旅行業

「プレミアム旅行券」発行事業が全国規模になることが予想され、明るい話題として期待している。

◇塗装工事業

復興住宅の本格化に伴い、内陸の業者も多数沿岸部の工事を受注している。

◇建物サービス業

人材不足の経営への影響がじわじわと広がっている印象。委託費の伸び悩みに加え、人件費の上昇と「負」の景気が続いている。

◇土木工事業

民間工事に関しては、員外工場との競合が激しく、販売価格を維持するのが容易ではない。数量の確保と共に、員外事業者対策も重要になっている。

◇一般乗用旅客自動車運送業

引続き売上高は減少傾向にある。6月は各種イベント等に期待したい。

第41回中小企業団体岩手県大会の開催について

下記日程にて開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

- 開催日時 平成28年9月21日(水) 14:00～
- 開催場所 ホテル東日本 3階「鳳凰の間」(盛岡市)
※詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。
お問い合わせ先：統括管理部 (Tel.019-624-1363)

第68回中小企業団体全国大会の開催について

下記日程にて開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

- 開催日時 平成28年10月19日(水) 13:00～
- 開催場所 いしかわ総合スポーツセンター (〒920-0355 石川県金沢市稚日野町北222)
※詳細につきましては、後日改めてお知らせ致します。
お問い合わせ先：企画振興部 (Tel.019-624-1363)

第68回中小企業団体全国大会(石川県金沢市) ツアーのご案内

○ ツアー日程：平成28年10月18日(火)～20日(木)

【ツアー行程の概要】

- 10月18日(火)
岩手発・新幹線 → 大宮駅～長野駅 → 黒部立山アルペンルート → 金沢市内 泊
- 10月19日(水)
ひがし茶屋街・長町武家屋敷・兼六園 → **第68回全国大会** → 加賀温泉郷 泊
- 10月20日(木)
永平寺～東尋坊 → 金沢駅～大宮駅 → 岩手着

(※旅程は一部変更になる場合があります。) お問い合わせ先：企画振興部 菅原

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 6月分

■岩手県中央会主な実施事業等

- 6/3 青年中央会東北・北海道ブロック連絡協議会通常総会
- 6/14 H27年度補正もの補助採択事業者向け説明会
- 6/15 産業活性化委員会
- 6/17 地域活力強化委員会
- 6/20 岩手県中小企業青年中央会第1回理事会
- 6/24 地区別懇談会(花北地区)
- 6/28 岩手県商店街振興組合連合会通常総会

■関係機関・団体主催行事への出席等

- 6/2 中央会東北・北海道ブロック事務局長会議
- ” 雇用に関する要請書受理(県・労働局)
- 6/9 ILC推進協議会役員会

- 6/9 東北職業能力開発促進大会
- ” いわて起業家サポーターネットワーク会議
- ” (一財)勤労者福祉サービスセンター評議員会
- 6/10 中小企業憲章6周年のつどい in 岩手
- 6/14 岩手県知財総合支援窓口連携会議
- 6/16 いわてで働こう推進大会
- 6/21 いわて企業支援ネットワーク会議
- ” いきいき岩手支援財団評議委員会
- 6/24 全国中小企業青年中央会通常総会
- 6/27 故元持勝利氏(本会元副会長)お別れ会
- 6/29 都道府県中央会事務局代表者会議
- 6/30 全国中小企業団体中央会通常総会